# 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例を令和3年第3回定例会に提案する。

### 2 改正内容

# (1) 改正理由

世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)で引用している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の改正(令和3年9月1日施行)による条項番号及び担当大臣の変更に伴い、規定の整備を行う必要があるため。

# (2) 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

- ・条例第8条第3項及び条例第16条の2第3項中「番号法第19条第15号」を「番号法第19条第16号」に改める。
- ・条例第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を 「番号法第19条第8号」に、「番号法第19条第8号」を「番号法第19条第9号」 に改める。

## (3) 施行日

公布の日

#### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区個人情報保護条例

平成4年3月12日条例第2号

世田谷区個人情報保護条例

平成4年3月12日条例第2号

第1~7条 (略)

(収集の制限)

第8条

 $1 \sim 2$ (略)

3 実施機関は、前項第2号(番号法第19条第16号に該当する場合で3 実施機関は、前項第2号(番号法第19条第15号に該当する場合で ない。

改正後

(中略)

(保有特定個人情報の外部提供等の制限)

第16条の2

 $1 \sim 2$  (略)

し、又は区の他の機関に保有特定個人情報を提供したとき(番号法 難であるときに限る。)は、速やかに、その事実を当該本人に通知 するとともに、審議会に報告しなければならない。

(中略)

(保有個人情報等の提供先への通知)

をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情 報等の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号 報等の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第

|第  $1 \sim 7$  条 (略)

(収集の制限)

第8条

 $1 \sim 2$ (略)

あって、本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)又は第一あって、本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)又は第 4号の規定に基づき個人情報等を収集したときは、速やかに、その 4号の規定に基づき個人情報等を収集したときは、速やかに、その 事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければなら」事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければなら ない。

改正前

(中略)

(保有特定個人情報の外部提供等の制限)

第16条の2

 $1 \sim 2$  (略)

実施機関は、前2項の規定により保有特定個人情報の外部提供を3 実施機関は、前2項の規定により保有特定個人情報の外部提供を し、又は区の他の機関に保有特定個人情報を提供したとき(番号法 第19条第16号に該当する場合であって、本人の同意を得ることが困 第19条第15号に該当する場合であって、本人の同意を得ることが困 難であるときに限る。)は、速やかに、その事実を当該本人に通知 するとともに、審議会に報告しなければならない。

(中略)

(保有個人情報等の提供先への通知)

|第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報等の訂正の実施||第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報等の訂正の実施| をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情

→1 →→ 1/1	<b>→ → →</b>
改正後	と と
LX 11.1/2	LX II . HII

法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(中略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(中略)